

様式(細則 5-2)

令和3年3月29日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員名 芦 谷 英 夫



調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

記

1、期日 令和3年3月27日(土) 13時30分～16時30分

2、研修内容 地域が抱える“生きづらさ”にどう向き合うか
—山陰における福祉課題の解決とその実践—

3、研修先 県民会館(松江市)

4、調査経費 交通費 7,660円(JR利用)

5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



シンポジウム「地域が抱える“生きづらさ”にどう向き合うか

一山陰における福祉課題の解決とその実践一」出席のため

令和3年3月29日

1 日 時 令和3年3月27日（土）13時30～16時30分

2 場 所 県民会館（松江市）

3 演 題 「地域が抱える“生きづらさ”にどう向き合うか

一山陰における福祉課題の解決とその実践一」

基調講演“生きづらさ”に寄り添う地域社会に向けて～コロナ禍の

生活困窮者支援の現場から～市川市主任相談支援員の朝比奈ミカ

4 概 要

- ①（朝比奈）生活困窮者自立支援法は平成27年から施行され、見えにくい対象者として引きこもり状態にある人、長期失業者など、顕在化している対象者に生活保護に至らない人、ホームレス、経済や生活問題を原因とする自殺者などがあり、生活困窮など支援が必要な人は、いわば氷山の一角で、見えないことや人が多い。
- ②生活を支援する福祉などの法律はあっても、分野ごとでたて割りで総合的で体系的な支援制度になっておらず、障がいのある人や支援を必要とする人の排除リスク、複雑な生活課題を抱え協働や連携が必要、自律する力自立する力が落ちている、伴走型支援やグループの支援や場の支援が重要、家族の数が減り家族力が落ちている。
- ③山陰研究ブックレットを執筆した、島根大学の関耕平、宮本恭子、藤本晴久、加川充浩、佐藤桃子、山口倫子、足立孝子の各先生からはそれぞれの論考の概要紹介を、社会福祉協議会からは松江市の諏訪方宣さん、雲南市の土屋博紀さん、飯南町の吾郷由美子さんは市町の独自の取り組み実践を、学校事務員の嘉藤正秋さんからは、学校現場での子どもの貧困のこと、就学援助制度運用のことなどを報告された。

5 所 見（シンポジウムを拝聴して）

- ①生活困窮者自立支援法の実施主体は自治体であり、自治体には委託する場合の連携の仕組みづくり、事業の実施状況の検証、事後の評価などを行う責任があるが、浜田市の場合、制度で懸念されている社会福祉協議会への「丸投げ」となっているきらいがあり、体制を整える必要がある。
- ②生活困窮者自立支援法は、自治体での相談のたらい回しではなく、丸ごと相談が受けられる体制づくりが要請されており、本庁と支所、社会福祉協議会など委託先との連携体制をつくる必要がある。
- ③松江市はくらし相談支援センター、雲南市は生活支援相談センター（センター長、相談支援員、就労支援員、資金貸付相談員、6社協支所にコミュニティソーシャルワーカーの配置）、飯南町は心の居場所ぷらっとなどを、それぞれ設置しており浜田市の体制づくりに参考となる。
- ④③に関連して浜田市地域福祉計画では、介護、障がい、子育て、病気、住まい、家計、孤立などを丸ごと支える体制を構築するとされており、総合相談体制をつくる。
- ⑤浜田市では協働のまちづくりが始まり、地域福祉計画では地域での互助や共助を進めるとしており、住民の生活の全般、地域の活動、住民の福祉などの世話役にある、行政連絡員、民生委員、福祉員、環境清掃指導員などと行政との連携が必要である。
- ⑥浜田市では町内未加入世帯が約2割と推計しているが、引きこもり、地域との遮断などの世帯を明らかにし、その解消や支援の取り組み、地域における協働の実をあげる必要がある。